附則第二号様式（附則第九条関係）

第　　号

相　当　確　認　書

殿

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７３号）附則第３条第１項の規定により、下記の有害水バラスト処理設備について相当確認する。

記

１　有害水バラスト処理設備の名称及び型式

２　有害水バラスト処理設備の製造者の氏名又は名称

３　製造番号

４　備考

年　　月　　日

国土交通大臣　　印